

議案第75号

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表17の項の次に次のように加える。

18 ナウマン公園キャンプ場

区分		単位	使用料
占用使用	第1キャンプ場	1区画1泊につき	1,500円
	第2キャンプ場		1,500円
	第3キャンプ場		1,500円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 町長は、施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。